

ふれあい意見交換会

日 時 令和6年11月20日

午後7時～8時32分

場 所 中央公民館 泊分館

○浜中議会運営委員会委員長 皆様、こんばんは。定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、令和6年度住民と議会との意見交換会、ふれあい意見交換会を御案内いたしましたところ、多くの方に大変忙しい中、また寒い中、多数出席いただき誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、議会運営委員会委員長の浜中といいます。どうぞよろしくお願いいたします。本日、御気軽に御意見や御要望をお伝えいただければと思います。なお、会場内の写真撮影等を行いますので、御了承、御協力をお願いします。それでは、開会にあたりまして河田議長が御挨拶申し上げます。

○河田議長 改めまして、こんばんは。湯梨浜町議会議長を仰せつかっております、河田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は住民の皆さんと議会とのふれあい意見交換会ということで御案内をさせていただきましたところ、大変お出にくい時間にもかかわらず、多数御出席いただきましてありがとうございます。しばらくコロナでこの会を休止しておりましたが、昨年から再開をいたしました。以前は対面方式で向かい合っの意見交換会もしくは議会報告会というような形で行っていましたが、少しでも皆さんの顔が見えてお声が聞き取りやすく、またざくばらんに御意見等をいただきたいというような思いで、昨年からこのように机を四角に並べさせていただくような形を取らせていただいております。

本日は、まず議会報告ということで各常任委員会より議会の報告をさせていただきます、その後にテーマを2つほど用意してきておりますが、そのテーマに沿って意見交換をさせていただきます、最後にそのほか普段皆さんが思っておられること、感じておられることをざくばらんに述べていただきまして、この場で御返事できることは御返事をさせていただき、返事ができないことは持ち帰りまして町執行部等に伝えて、後ほどまたお返事をするというような形を取らせていただきたいと思いますので、どうぞお気兼ねなく、普段思っておられるようなことございましたら御意見頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。限られた時間ではありますが、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

○浜中議会運営委員会委員長 それでは、まず初めに本日の出席議員の自己紹介から始めたいと思います。副議長からよろしくお願いします。

○磯江副議長 こんにちは、副議長の磯江です。今日はお出にくいところ、このように来ていただきましてありがとうございます。いろんな意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松岡総務産業常任委員会委員長 総務産業常任委員長の松岡でございます。よろしくお願いします。

○米田教育民生常任委員会委員長 皆さん、こんにちは。教育民生常任委員会の委員長の米田です。よろしくお願いいたします。

○小川議会広報常任委員会委員長 皆さん、こんにちは。議会広報常任委員会委員長の小川です。本日はよろしくお願いいたします。

○寺地議会運営委員会副委員長 議会運営委員会の副委員長、寺地でございます。どうぞよろしくお願いします。

○増井議員 皆さん、こんにちは。教育民生常任委員会の副委員長と議会広報常任委員会の副委員長をしております、増井と申します。よろしくお願いします。

○信原議員 皆さん、こんにちは。総務産業副委員長をさせてもらっております、信原といいます。よろしくお願いします。

○光井議員 こんにちは。議会選出のほうで監査を務めております、光井です。よろしくお願いいたします。

○浜中議会運営委員会委員長 以上のようなメンバーで進めていきたいと思います。また、事務局のほうから2人来ておりますので、どうぞよろしくお願いします。そうしますと本日の資料ですけど、議運の副委員長、寺地副委員長より説明をしていただきますので、よろしくお願いします。

○寺地議会運営委員会副委員長 皆様、大変お出かけにくいところ、ありがとうございます。それでは、日程報告等を行いたと思いますが、まず資料の確認でございます。お手元に配布してございますのは、本日の交換会のレジュメ、委員会報告に使用いたします資料1から5と別冊、また議会、行政に対します意見、提言の用紙、町議会の活動状況をまとめた概要の9部を配布いたしております。不足がございましたらお知らせをいただきたいと思います。

議会、行政に対します意見、提言の用紙につきましては、本日、質問、発言等できなかった事項や意見等がございましたら、御記入をいただきまして受付に箱を設けて

おりますので、そちらのほうに入れて帰っていただければと思います。本日御記入で
きなかった方につきましては、後日でも議会事務局に届けていただければと思ってお
ります。また、いただきました御意見等は役場担当課に確認の上、回答を付しまして
議会広報、町ホームページ等で公表させていただきますので、御了解をお願いいたし
ます。

それでは本日、この後の日程でございますが、先ほど議員委員長のほうからござい
ましたが、全体進行は浜中議会運営委員長が行います。これからでございますが、3
つの常任委員会委員長からそれぞれ10分程度、資料によりまして委員会報告を行
います。終わりましたら、これについてまとめて皆さんから御質問、御意見等をお受け
いたしたいと思います。続きまして、これ以降はテーマによりまして意見交換を行
いたいと思います。本年度は、湯梨浜町が合併をいたしましてから20年の節目を迎え
ております。皆様から、合併して良かったと思われる点、また悪くなったと思われる
点、今後期待する点等お聞きをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げま
す。また、続きまして、来年4月には町議会議員選挙が行われますが、議員になるた
めの準備等について御説明し、御質問等をお聞きいたしたいと思います。最後にその
ほか、皆様が日頃考えておられます議会、行政への意見、提言などお聞きし、終了さ
せていただくという段取りでございます。

本日の会の終了時間を20時30分をめぐりに進めさせていただきたいと思いま
すが、状況によりましては対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申
し上げます。それでは、どうぞよろしくお願いをいたします。

○浜中議会運営委員会委員長 そうしますと、議会報告へ入ってまいりたいと思いま
す。これより進行を磯江副議長と交代させていただきます。

（１）議会報告について

○磯江副議長 それでは、4番の議題ということで、最初に議会報告をしたいと思
います。議会報告は3つの常任委員会の順にして、そして3つが済んでからそれぞれの
各常任委員会の報告について、質疑とか意見等を受け付けたいと思います。それでは
最初に、総務産業常任委員会のほうから御説明いたします。

①総務産業常任委員会

○松岡総務産業常任委員会委員長 総務産業常任委員会です。委員会からは、特定空き家対策についてということで、特定空き家対策の現状と今後の取り組みについて報告いたします。資料に入ります前に、特定空き家の対策実施に至った経過を簡単に説明をいたします。

近年、人口減少等によりまして空き家が増加した結果、長期間放置された空き家が倒壊などの恐れがある危険な状態となり、周囲への悪影響を与えるケースが増えてきております。これが全国的に喫緊の課題となったことを背景に、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

しかし、使用目的のない空き家は今後も増加見込みであることから、新たに、将来保安上危険または衛生上有害な状態になることが予見されされるものを含め、増え続ける空き家等への対処や状況の改善を目的として、令和5年に改正空家等対策特別措置法が施行されました。なお、この法律では、一義的には空き家等の所有者に管理責任があつて、自らの責任によりの的確に対応することが前提となっております。また、市町村の役割として空き家等に関する対策を実施することが求められております。

先ほどから説明しております、特定空き家というものについてでございますが、空き家とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて住居その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、立木とかその他土地に定着するものを含んでいます。その空き家の中で、倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態のもの、著しく衛生上有害となる恐れのある状態のもの、適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態にあるもの、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものを特定空き家といいます。

それでは、資料の説明に入ります。最初に取り組内容についてでございますが、法に基づき管理が不十分な物件に対し指導書による指導を行ったり、所有者、関係者があれば、県内であれば電話で連絡したり、現地で指導なり助言を行ってまいりました。また、広報活動としてホームページ、町報などで広報を行ったほか、区長会で解体支援制度や空き家等の利活用について話をし、協力をお願いしてきております。また、所有者などからの相談、住民からの通報に関係機関と連携し対応してきております。

次に、令和5年度特定空家等に対する指導状況についてでございます。これは令和6年の3月末時点の数字です。左から順番に説明していきます。特定空家数、これは東郷、羽合、泊の合計74件でございます。そして右に行つて、指導に対する是正状況でございますが、これは令和5年度に解体が済んだものが7件でございます。そして、

右側の欄に行って、指導に対する対応状況でございますが、回答があったものが49件、そのうち除却希望があるものが22件、そして態度が未定・（解体の）意向なしが27件ありました。そして、右の欄に行って回答なしというのが9件ありました。そして送り戻し、これは宛先不明として返送されたものではありませんでした。回答のないものが9件です。そして、右の欄のその他、所有者不明とか相続放棄とか、そういうものが16件あります。

次に、資料の次のページですね、特定空き家等への勧告についてということで、勧告と措置のフロー図を付けております。最初に勧告を踏まえた事前指導ということでございますが、現在のすべての特定空き家に対して再度指導書を送ります。これは令和6年7月と書いておりますけど、12月にずれ込む予定です。その際、全体の特定空き家のうちから周辺に与える影響などを個々に検討した上で、数件程度を勧告する候補として選定し、選定したものについて、今後改善意思のない場合には勧告する旨を伝えるような形で再指導を行います。なお、作業が遅れていることにつきましては、令和6年7月に臨時の町空き家対策協議会を開催しておりまして、今後の進め方や勧告候補選定の基準作成について御意見をいただき、その対応に時間を要したためとのことでありました。

そして、次の勧告です。勧告は、その指導を行った後に相手方の対応結果を、これも6年の12月開催予定ですが、7年の3月にずれ込む予定の町空き家対策協議会へ報告し、意見を伺った上で勧告へと移行いたします。なお、勧告を行った場合には、当該敷地を固定資産税の住宅用特例の対象から除外する措置を行います。

次に、命令です。それでも改善の意思のない場合は、協議会の意見を伺い、命令に移行します。命令後も相当な猶予期間を設ける必要がありますので、例えば7年3月に勧告を実施した場合には、命令は7年の夏から秋に行い、代執行は令和8年の当初に行う流れを予定しております。

なお、今回は特定空き家の除却について説明をいたしましたが、空家等対策特別措置法の目的は、適切な管理が行われていない空き家などに対し、適切な管理や活用を促進することにあります。このため、空家対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用にかかる取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家等の活用、改善工事等に対しても支援することにしておりますので、希望があれば町や議会のほうに相談していただきたいと思います。

それから最後のページ、老朽危険空き家等除却支援事業についてでございます。これは先ほどから申し上げております、特定空き家等の解体の支援をする事業でございます。補助の要件のところは飛ばしまして、補助金の額です。これは次に説明します補助対象経費に補助率を乗じた額と限度額のいずれか低い額ということにしております。補助対象経費は空き家等の除却費用で、その中には空き家等の解体、除却、廃材等の処分及び処理跡地の整地などに要する経費でございます。それから補助率についてですけれども、空き家等の除却に要するもの、空き家に附属する非住家建物でこの住宅と共に除却されるものを含むということで、納屋、倉庫とも一体的に除却することができます。この場合は、除却費用の5分の4。それから、非住化建築物のみ除却するもの、納屋とか倉庫だけを除却する場合には3分の2です。ただし、これは非住家建築物を除却できるというのは、母屋と一緒に建っておる場合は対象になりません。これは別の敷地内にあって傷んでる、壊れとるっていうことの場合には、非住化建築物のみを除却できます。3分の2補助です。それから限度額は1件あたり200万ということになっております。以上です。

②教育民生常任委員会

○磯江副議長 それでは、続きまして教育事業委員会の3つの事項について御説明をお願いいたします。

○米田教育民生常任委員会委員長 教育民生常任委員会は、資料の2、3、4の3つですね。限られた時間での説明になるんで、ちょっとはしょっての説明になるんで、またあと分からないことは説明の後で聞いていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず最初に、資料2の放課後児童クラブについてであります。現在、放課後児童クラブは泊地域に1つ。あと東郷に第1、第2。小学校のほうと花見のほうですね。それと羽合のほうでは、1年生が小学校の中で第1放課後児童クラブがありまして、向かいのアロハホールのように新しく建った第2で、2年生から6年生まで受けているというところです。

今回の話は、この羽合のほうが毎年子どもたちが100人前後入ってこられて、放課後児童クラブにも申し込みがたくさんあって利用が多いつていうことで、大変受入れが大変だということに現状なっております。それで、来年度から1つ増やそうということで今進んでおるんですけど、この資料の2のところですね。来年度以降の運

営体制についてってことですが、9月に子育て支援課から報告がありまして、羽合地域の児童数は、今後数年現状のまま高い水準で推移する見通しであり、過密状態となっていますってことで、この課題に対応するため今度新しくたじりこども園ができるので、今までのたじりこども園を利用して、そこで3つ目の放課後児童クラブをやりたいってことで報告がありました。

来年の4月に向けてずっと進んでくるんですけど、その報告があったときに委員会の委員の中から意見がありまして、資料の4ページ見ていただけますか。（6）教育民生常任委員会の委員からの提案等ってことですが、現状たじりこども園を使うとなると改修工事費用がかかる、また、移動にも経費がかかると思われ財政面を考慮し、羽合小学校の教室を利用してはどうかというような提案がありました。委員会からの報告を受けて、町執行部は羽合小学校とも協議、検討を進めていますが、まだ結論は出ていないところであります。近いうちに、どういう形でやるかということで報告を受ける状況であります。放課後児童クラブは以上です。

次の資料3です。病児保育事業ですけど、現在、病児保育は厚生病院のところにきらきら園ってのがありまして、これが中部の1市4町（倉吉市、北栄町、三朝町、琴浦町、湯梨浜町）でこのきらきら園で病児保育をやっております。その中で、湯梨浜町のアロハこどもクリニックが病児保育をやりたいってことがありました。今までは、きらきら園があるので新しくできると、きらきら園のほうの利用者が少なくなってしまうんじゃないかというような危惧もあって、ほかの市町からはなかなか賛成が得られなかったというような状況です。経過の（1）のところですね。令和5年度当初で、この施設を造るときにかかる費用ですけど、市町村負担を全額湯梨浜町が負担するというような案を出しました。倉吉市はそのときは不参加で、北栄町、三朝町は賛同も倉吉市の参画を注視、あと琴浦町はその時点では保留ってことでした。令和5年7月に倉吉市長及び担当部局に再度協議を行って、中部1市4町で取り組むことを目指し、具体的な検討を始めることに合意を得たということです。その後、琴浦町の参加意向も確認したということで、1市4町でもう1つつくるということで了解を得ております。

今後ですが、2番、想定スケジュールってところですけど、令和6年7月に工事着工をしております、12月に完成予定、令和7年1月中旬に運営を開始するという予定で今進んでおるところです。取りあえず以上です。

資料4ですけれど、中学校跡地利用について報告させていただきます。中学校跡地は、旧東郷中学校と旧北溟中学校とあるんですけれど、決まってるのが旧東郷中学校のほうで、これが協定の締結ってところですが、松井酒造と結んでおります。

協定の内容は、協定締結が今年の4月2日で、相手は松井酒造合名会社です。協定の目的は、旧東郷中学校跡地活用事業の開始及びそれに向けた準備並びに事業に必要な施設の整備運営の円滑化を図るということで、協定を結んでおります。売買金額が1億3,969万7,506円ですが、協定を結んだ後にいろいろ問題があった場合には買戻しをしますっていうことの特約をやっておりまして、買戻しをするときの財源として5,242万円をこの売買金額の中から積み立てております。松井酒造の計画が4番目のところです。来年から5年間で20基のポットスチルを設置して、アジア最大のウイスキー蒸溜場を建設するということで、最大規模の蒸溜所施設によって日本有数の観光地になるということを目指しております。

あと、北溟中学校ですね。2番目のところなんですけれど、最初公募したときにはちょっと紆余曲折がありまして最終的には協定を結ぶところがありませんでした。それで2023年に再募集を行いました、そのときには申込みがありませんでした。今後は、たじりこども園が隣接するため、この点を考慮した事業内容を検討し再度募集を行うということであります。

一番最後に資料で図を示しておりますが、こういう形でちょっと黒っぽいところがたじりこども園ですね。その上に体育館があるんですけれど、当初は真ん中に道路ができるってことで、分割するような公募だったんですけれど、中央にある道路をやめまして北と西に道路をつけるということで、広い形の公募になるっていうことで、まだ検討してる段階で、はっきりしたことは報告受けてないんですけれど、来年度になつての公募になるという予定であります。以上です。

③議会広報常任委員会

○磯江副議長 教育民生常任委員会からの報告でした。それでは最後になりますけども、議会広報常任委員会、よろしくお願いします。

○小川議会広報常任委員会委員長 では、議会広報常任委員会の活動を報告させていただきます。資料は資料5になります。議会広報常任委員会は委員長、副委員長各1名ずつで、残るメンバーは議長を除く議員全員が所属する委員会です。この資料の上の丸囲みで議会の構成と書いてあるところが、議会の中でもいろいろ協議をする形が

ありまして、それを書いております。本会議、全員協議会、あと各委員会という形で、一口に議会といいましても、いろんな形で協議を行っております。そういった協議をした内容をもとにいろいろ広報していくのが議会広報常任委員会でございます。

その下の丸囲み、議会の広報というところに議会広報常任委員会の活動を書いております。まずは、議会だよりが年4回発行で、定例会という本会議がある月、3月、6月、9月、12月の終了後から編集会議を実施して議会だよりを作っております。1つの議会だよりは、約3か月間分の委員会、全員協議会、本会議の議事録をみんなで見て、そこから記事を作って、取材をして、写真を撮って、編集してということを行いまして、手作りのような形で議会だよりを作っております。最終的なデザインは委託して作っているんですけども、内容については議員の手作りで作っているという形になります。

当然紙の媒体ですので、紙面の都合により載せられる項目は限られておりますので、重要だと思うものをピックアップして載せてはいるんですけども、そこでは補いきれない部分等を動画で補足しているような形となります。本会議の様子はTCC様が録画放送していただいております、そのほか全員協議会や各委員会の様子につきましては、議会で録画してユーチューブに上げているという形をとっております。ユーチューブに上げる前に内容を確認して編集するという形をとっているんですけども、今、ちょっと少人数でそれに向かっているので、ちょっと公開に時間がかかってしまっていることが大変申し訳ないなと感じているところです。

議会だよりにしても議会の動画にしても、ちょっと人手がかかりすぎているせいで、皆様へタイムリーな情報がなかなかお届けできてないところに課題感を感じておりますので、今後はAIだとかいろいろなテクノロジーが出てきておりますので、そういったものを活用して、より皆様に議会の情報をタイムリーにお届けできるような形を目指して取り組んでいきたいと考えているところです。議会広報常任委員会の活動報告は以上です。

④各常任委員会報告について（質疑・意見等）

○磯江副議長 総務、教育、議会広報と3つの委員会の最近の話題を絞って皆さんに報告させていただきました。4番目の各常任委員会報告について、今言われた内容についての質問、あるいは御意見等ありましたら受け付けますので、挙手して議事録取

りますので、お名前を言っていただいてから質問なり意見を言っていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○住民 2点、ただ今の説明でお尋ねしたいんですが、まず松岡議員の資料で2ページ、3ページあたりで1点質問させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。危険家屋の空き家対策協議会っていうのを一応推進しておられますけれども、2ページです、空き家対策協議会の今後の進め方というの中に、私は2ページ、3ページをさっと読んだだけでございますけれども、指導基準の強化というものをもう少しこの対策協議会で進めていただきたいということをちょっと申し上げておきたいと思います。その指導基準の強化というのは、この危険な空き家の解体を支援しますという項目でもありますように、上から4行目ですね、所有者に対して助言、指導を行ってまいります。補助の対象経費は、3番目に書いてありますように、その解体撤去あるいは廃材等を処分したりする費用です。限度額は1件あたり200万円と書いてありますけれども、私はこの指導の強化というのは、ここに書いてあるだけでは、実際にその現場に行かれて解決にはなっていない項目で、もう少しこれに加えていただく、あるいはその対策協議会でこういう意見が出たらどうだろうかということを申し上げたいということでございます。

まず1点は、所有者の方が解体あるいは撤去した場合に、果たしてその方が今後維持管理について熱心にその土地を管理しておられるかどうかという実態が全く見えません。それは、解体をした後には更地になりますから当然雑草も生えます。もしかしたら立木とおっしゃられましたけど、私は流木という言い方してるんですけど、そういう木も生えます。そこまで管理してくださいね、でないと解体撤去しただけでは住民の方は一応安心してそこを通ったり、あるいは上を見ながら木が落ちてくらへんかというような心配もあるところは、実際にあるんですね。だから、そのことがこの項目の中には全く触れてありません。おそらく建設水道課も赤ラベルか黄ラベルか知りませんが、羽合、東郷、泊地域の危険家屋がこういうところがあると。番号全部振って、じゃあここを解体しよう、ここを更地にしよう、終わったらじゃあ終結だということで終わってるというのが現状でないかと思うんですね。その理由は、実際に所有者の方がそこをきれいにしたところで全く姿が見えん、何年も経過してるのにその草を誰が除草しとるのか、あるいは草刈りをしてるのかというようなことを、まず現場を見に来られる役場の職員はいらっしゃいません。だから、今後そのような指導基準を強化の中に、ここに書いてあるように解体撤去してきれいにしましたら限

度額200万円差し上げますよ、それで完結ですよと読めるんですね、これをね。詳しくまだ読んでないんですけども。そういうところを建設水道課の担当者の方が主管して、議員さんの意見も取り入れられて、そうじゃなくて実際に住民の方が困るのは解体の後の草が生えるので、その管理までしてもらわないと困るんだよということを申し上げておきたいと思います。

なお、今は所有者に対してはという項目がありますけれども、16件だったですが、所有者が不明の件数ね、さっきありましたね。所有者の不明の方が16件ということは全く手付かずじゃなくて、これは一部町費を投入して公費解体、いわゆる略式代執行になると思うんですね。略式代執行になりますと町の負担が伴いますから、所有者の方には迷惑はもちろんかかりません、いないですから。あるいは、相続でも権利放棄されたら、全く所有者がないという項目にこの16件を入ってるんじゃないでしょうか。だから、それは所有者がいて解体撤去したのと同じ状態になるということ、まず松岡議員からも、しかと言ってほしいんですね。それは、町のほうが負担したけれども後はどうするだいやということになるんですね。所有者には指導、助言もできません、いらっしゃらないから。そうすると、町の職員が時々そこに行って、草刈りでもやるんだろかというようなことまで踏み込んでいかないと、この指導強化の実態が見えないということです。ですから、所有者があろうと所有者が不明な場合であろうと、その解体の後、きれいになった後の指導基準をもう少し対策協議会に案を練っていただきたいということを申し上げておきます。

これは雑談ごとに聞いてほしいんですけども、耕作放棄地の質問されましたね、松岡議員ね。耕作放棄地で、これと全く一緒に所有者が不明の場合、これは町で面倒見てもらえないんですかというような質問されたと思うんです。宮脇町長は、いや所有者が不明の場合は町はしないと。あるいは委託業者のほうにもするような気持ちはないということが、3月議会でちゃんと明記してあるですね。だから、耕作放棄地のほうの手入れもしてもらうのは町の仕事でないと言いながら、家屋のほうの所有者が不明の場合は一応町で補助金出してしましようと。ちょっと話が違ふような感じがするんですね。

だから、略式代執行と耕作放棄地の取り扱いというものがどうもダブって、その後追加質問を、議会だよりに掲載しておりませんけれども、はっきり宮脇町長が言っておられるのは、所有者が不明の場合はもうとにかく町はタッチせんというふうに私は読んでおります。今、3月議会の本を持ってきておりますけど。だからそういうこと

は、対策協議会のほうは耕作放棄地と観点が違うじゃないかと言われるとは思いますが、一番のスタートは所有者が不明というところでは似てるんですね。だから、今は危険家屋の解体の話ですから耕作放棄地のほうは置いときますけれども、そういうことを踏まえて対策協議会のほうに、もう少しその指導基準の強化ということで町民から意見があったということと言ってもらえないでしょうか。

それからもう1点は、ちょっと小川議員さんにお聞きしたいと思います。ちょっと教えてください。委員会がいろいろありますね。こちらの説明は今日はないと思うんですけども、見てくださいということですけども、この資料に基づく委員会の説明の中で、特別委員会というのはどこに入るんでしょうか。例えば、予算特別委員会とか決算審査とかありますね。それはここではちょっと見落としてるのかもしれませんが、いろいろ議会運営とか議会広報とかある中で、特別委員会というのがどこに入るとるだろうかなということですけども、これは別物ですか。決算審査とか。

○小川議会広報常任委員会委員長 常任委員会じゃなくて予算のとき、決算のときは特別に開催される委員会でございます。

○住民 で、ここの表には載ってないってことです。

○小川議会広報常任委員会委員長 私のほうで落としてます。

○住民 載ってないですね。議長さん、これね、今回は見てくださいということですね。そうしますとね、ちょっと時間を取らせて申し訳ない、すぐ終わりますので、これの4ページをちょっと皆さん御覧いただけませんか。せっかく貴重な資料、議員さんの方が作っておられますので。4ページの中ほどに③で特別委員会というのがありますね。その中に予算特別委員会、さっき私が申し上げた内容です。それから、決算審査の特別委員会というのがあります。それで、私の認識では、この決算審査の特別委員会で議選の監査委員ということで、さっき光井議員さんがしてますっていうことをおっしゃられたんですが、ちょっと認識が間違ってるかもしれません。この決算審査特別委員会というのは、議長及び監査委員を除く全議員ということではなかったでしょうか。これは議長が抜け落ちるように思うんですが、それが1点です。ここは、議長も議選の監査委員も除いた全議員が決算審査特別委員会に加わるんだよってというのが私の認識です。それから、その答えを教えてくださいと思いますが、その上に令和5年度の予算特別委員会というのがありますが、これ令和5年度というより令和6年度の当初予算に関する審査をするような内容じゃないかと思うのが、左のほうの議会の概要に令和6年4月1日現在って書いてありますね。そうする

と今年の4月1日現在では、今年の予算特別委員会というのは既に審査をしている状態ではないだろうかというようなことで、単純に5が6になるんじゃないかというような疑問です。その2点を分かる範囲で教えていただけませんか。以上です。

○磯江副議長 それでは、2点質問がございましたので、最初の総務常任委員会のほうに、指導基準の強化についての解体後のものと、ちょっとあれですけども耕作放棄地の問題はどうかっていうのを最初に答えていただけますでしょうか。お願いします。

○松岡総務産業常任委員会委員長 解体後の更地になった土地の管理をもうちょっと、雑草なんかも生えてくるんで強化してほしいという意見ですね。その件につきましては、そもそもがその土地っていうのは、個人の所有者なんですね。先ほど言われたように代執行の場合は相手が、所有者が分かっててなかなかせんので代執行するんですけども。それから、相手が分からない場合には略式代執行ということで、どっちも更地になるんですけども、ちゃんと所有者が分かっている場合と所有者が分からない場合に分かれるんですけど、いずれにしても土地はその所有者の管理っていうのが原則になりますんで、代執行した後の場合、所有者が分かっている場合には所有者が管理するというのが大原則でございます。それで、もう1つ問題は、略式代執行した場合に所有者が分からないのにどうするんだという話があるんですけど、もう1つは略式代執行した場合に、町長は裁判所に財産管理人の選任を請求することができます。そういうものが設定できれば、その人が所有者みたいな感じになって、全部後をどうするかはその方が決められます。後の管理もやるようになるんで、できたらその財産管理人を選んでやる方法が一番いいのではないかと考えておりますけど。これはまた町のほうに伝えて、今あったような意見が出ておりますよと、どうするんだということとは伝えていきたいと思います。

耕作放棄地も御承知のようにどんどんどんどん増えていってございまして、それも本来は、先ほど言いましたように所有者が管理するべきもの。それで、一昔前まではそういう耕作放棄地がないぐらい皆さんが、農家の方もたくさんおられたんで管理できとったんですけども、今、農業をやる人は少なくなるしということで条件不利地を先頭に管理ができなくなっているんで、国も県も町もその対策をどうしようかっていうことでいろいろ補助事業なんかも出してるんですけど、なかなか追いつかないというのが現状で、いわゆる耕作放棄地が増えているような状況にあるんですね。国のほ

うが新たな農業基本法出してきて、どういうふうにするかですけども、専業農家、大規模農家を育成ばかりでなく、そういう二種兼業みたいな他職兼業の人も担い手の対象にしますよということで、農業をやる人が増えてくればそういう耕作放棄地もある程度減少するんじゃないかなという期待はしておりますけど、現状はそういうところ
です。

○磯江副議長 もう1つの質問で、特別委員会の件をおっしゃいました。ここの表に書いてある予算特別委員会は、これは今の時点で、令和5年にまず予算委員会でこういうふうな形をしました。で、今年の9月に4年度分の決算をやりましたということで紹介して書いてあるということで、来年になればまたこれが1つずつ変わるということです。それから、決算特別委員会のときの議選の監査委員を除く、このときは議長も採決の時には外れます。そして、残りの議員で採決するという形にしております。記入方法は全議員としておりますんで、このあたりはちょっと申し訳ないと思います。それと、特別委員会が先ほどっていうのはありました。これは委員長のほうの説明で、そういう特別委員会も設置されるっていうことをちょっと記入してなかったっていうことで、これはちょっと失礼いたしました。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民 そうしますと、4ページの件で2つ質問しましたが、初めにおっしゃられた決算審査特別委員会ということは、議長及びっていう言葉が抜けとるっていうことで理解したらいいですね。だから、議長及び議選の監査委員を除く全議員がいわゆる委員会の参加者ですよと理解したらいいですね。それから、もう1点は何でしょう。今、令和5年度3月、これは期間ですけども、これは来年になったらまた変わるって今言い方おっしゃられました。私はちょっと疑問に思ったのですが、去年のこの場所でありました、この議会の概要は令和5年の現在です。同じことが書いてあるんですが、要するに直ってないんです。ですから、今、磯江副議長が言われた、これは来年は変わりますって言われたけど、今年は変わってないのでどうですかちゅうことを聞いたかったんですが。これ去年と同じことを印刷、全くそのまま印刷してあるんです。やっぱり日々刻々変わりますんでね、新しい情報が欲しいんです、我々市民は。今、浜中さん見とられるでしょ、去年の。去年のとおりに書いてあるから、今の副議長の来年は変わりますよっていうのはおかしいなというふうな。

○浜中議会運営委員会委員長 単純にミスだと思います。

○住民 いやいや、ですからどういう話をこの間にされたか知りませんが、やっぱり議員さんはそれぞれ、もうこれで大丈夫かというような、うるさい〇〇には〇〇があるからまたつつれるぞっていうのを前提にですね、去年の資料を全くそのままつけてっていうのはちょっと納得がいかないところがあるんです。これだけ貴重な資料を作られておられてね、令和5年が令和6年に変わっております、あとはもう変わりませんじゃおかしいんです。だけど今の副議長の説明では、これでいいんです、また来年はここは変わりますからっておっしゃられたから、ちょっと待ってください、おかしいですよ。これ去年のまんまですよっていうことが言いたかったのですが。どうですか、浜中司会さん。

○磯江副議長 いや、御指摘のとおりです。申し訳ありません。

○住民 御指摘のとおりですけど、皆さん方は何のことかと思われるんで、今の資料の4ページはこういうふうに直しといてくださいとか、これが正しいですと言われないと、今の副議長の説明ではちょっと納得しませんよ。どういうふうに直されるんですか。どういうふうが正しい資料ですか。

○浜中議会運営委員会委員長 特別委員会の令和5年度予算特別委員会については令和6年度予算特別委員会ですね。期間のほうは今ちょっと分かりますけど。

○住民 ですから、後で帰って調べてくださいということになるでしょうけど、やっぱりこういう貴重な資料作られるときには二、三人の方が校正すれば、まずいがな、去年と一緒にだくなって誰かが気がつかれてもいいかなと思います。

○浜中議会運営委員会委員長 期間については、令和6年3月6日ですね。それと、令和4年度決算審査特別委員会については、4月1日現在ですので修正ございません。それと、令和5年度決算審査特別委員会の議選監査と議長を除くという話でしたが、議長も一応この決算審査特別委員会にはオブザーバーとして参加して、議決権がないということでありますので、よろしくお願いします。一応議長も決算審査特別委員会のほうには参加されます。

○住民 そういう説明されると、3年前の決算審査の議会だよりがおかしになっちゃうんです。議長及び議選の監査委員を除くって、立派に議会だよりに書いてあるから私は申し上げとるんですよ。やっぱり正しい資料作るためには、これを見ただけでは、その3年ほど前の決算には議長も除くって書いてあるじゃないですかっていう、単純な素朴な質問ですが。だけど、オブザーバーとしてなんてことはひとつも書いてないですよ、議会だよりに。だから、決算審査の対象になる人はこの2人を除いた

人で、意見を言い合って本会議にかけるといのが正しいでしょ。だから、議長は除くって言葉がないですねっていう素朴な疑問ただけですが。そしてらオブザーバーとしては出とるけれども、意見を言うことはないとか。

○浜中議会運営委員会委員長 意見を言うことはあります。

○住民 じゃあ3年前の決算審査については。

○浜中議会運営委員会委員長 その部分については議決権がない、表決件がないといえますか、多数決で最終的に決めるんですけどね、その部分がないだけの話。

○住民 分かりやすいようにちょっと表現を工夫していただいて。

○磯江副議長 分かりました。町民の皆さんにお示しする文書について、今御意見いただきましたとおりの形で、もっと具体的に事実を表すような表示方法をしていきたいと思います。御指摘ありがとうございました。

そのほかの皆さんで、この3つの報告について御意見ありましたらお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（２）意見交換について

①合併２０周年を迎え良かった点、悪かった点、今後の展望等

○磯江副議長 それでは、次に進ませていただきたいと思います。（２）の意見交換について、テーマを３つ挙げております。１つは、合併２０周年を迎え良かった点、悪かった点、今後の展望など。そして②として、令和７年４月町議会議員選挙に向けて。そして３番に議会、行政に対する意見、提言という形で、あと３０分強の時間を使って意見交換をしてまいりたいと思います。

まず最初に、①の今年で合併２０周年を迎えて、それぞれ泊、東郷、羽合が合併して２０年たった湯梨浜ですけども、いろんな点で良かった点も悪かった点も、それぞれの立場でいろんな御意見があると思います。またそれに対して、これから２０年を超えて次の２１年に対する、あるいはもっと先に対する今後の展望等、皆さんのほうで御意見がありましたらお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

何でもいいですけども、皆さんどうでしょうか。それでは、この点につきまして、また後で思いつかれたり、発言したいということがありましたら、そのときにまたお受けするということで、次の２番に進めさせていただきたいと思います。

②令和7年4月町議会議員選挙に向けて

○磯江副議長 令和7年4月、来年春に町議会議員選挙があるわけですが、それに向かって「なり手不足!? 議員ってどうやってなるの?」という資料を少し皆さんのところにも配っていますけれども、議員ってどうなるのっていうことを少し、町民の皆様にもお示ししながらやったらどうかという意見が最近出るようになりました。といいますのも、合併して2回無投票の選挙がございました。そして、議員の構成でも合併当時27名でしたけども、今は12名、そして今2名欠員で10名でやっております。その構成も、議会構成の資料の中で書いておりますけども、40代の人が1人、あと60代以上の方が今9人ということで、平均的な年齢は68を超えてるっていう状況です。やっぱり若い議員の方、あるいは女性議員の方に出ていただいて幅広い層からいろんな意見、多種多様な意見をいただくというような議会構成に持っていくにはどうしたらいいのかっていうことを、議会の中でも、議運の中でもいろいろ検討しました。それで、なかなかいい案も思いつきませんけどもっていうことで、視察にまず行ってみよう。先進地ってというのが神奈川と東京にありまして、東京の東村山市ですかね、志村けんが出ておられる。あそこに行きましたら女性議員が半分おられました。そして若い議員もおられますしという状況だったわけです。それで、そういう状況の中で非常に幅広い闊達な意見が出ておりまして、湯梨浜の議会もこういうふうに近いといいのになということ、じゃあそれに対して我々はどうするかっていうことで、今回のこの意見交換会では、こういう議員になるにはどういうことが要るのか、現状がどうなのかということをもっと知ってもらわないと、なかなか立候補しようという方も出ないんでないかなっていうことでこの資料を作らせていただきました。

ちょっと簡単に説明しますと、まず1ページ目に書いてあるのは、供託金という形で、これは法律で決まっております、25歳以上の方と選挙権を持っておられる方は出れるんですけども、最初に15万円の供託金と、選挙に出ますっつうことで最初に町に納める必要がございます。ただし、これは今の令和3年度の計算でいきますと、投票率もあるんですけども、66票以上獲得すればこの15万円は返ってきますよということです。これは変動がありますので確定はできませんけども、大体このぐらいだということでございます。

2ページ目に、じゃあその選挙にかかる費用ってというのはどうなんだろうということ、これは全ての支出総額に対しまして、個人の場合と公費で出るものもござ

います。ポスターとか車のガソリン代とか車とか、そういうものに対して何らかの補助金が出ます。それで、支出した左側に10万円から60万円ってことで書いておりますけども、12名の議員さんが大体この程度選挙費用を使われて、個人ですと真ん中、そしてそれに対する公費ってということで、候補者Aさんの場合ですと負担額は6万円でしたと。初めての立候補で選挙カーを用意しましたが、道具は最低限にして家族の手伝いで予算を抑えました。負担額34万円は、やっぱりスタッフの方の食費とか人件費に多くかかりましたってということで、選挙にかかるものとしては、やっぱり選挙カー、それから町内の70数か所だったと思いますけど選挙ポスター、選挙のはがき、こういったものがかかってきますよということです。

次の3ページに、具体的に大体どのぐらいの費用がかかりましたかっていうことで、それぞれ事務所借上げから自動車、燃料、はがき、写真、ビラ、ポスター等いろいろありますけども、これぐらいの内容でかかってきますよっていう資料を、初めてだと思いますけども町民の皆さんにお示ししようと思いました。

4ページに、具体的に公費はどれぐらい出たんですかっていうのを支出のところとあわせてしますと、車借りると5日間で26万9,000円、公費で出るのは7万9,000円ですよってということで、個人負担が19万円になりますってような形で、1つの事例です。これは一番多く使われた方が64万1,500円でしたけども、その中で公費が28万5,500円、個人負担が35万6,000円かかりましたねっちゃんことです。それから、具体的に来年の春ですけどもスケジュールとしてどういう活動、どういう日程を予定すればいいかっていうことで、まず選挙に出る前にチラシを配ったり、選挙活動はしないんですけども、いろんな形の活動をしていくときに政治団体を立ち上げる必要があります。これは法で決まっていることですから、そういうことが必要だということで、そういう準備をしておきながら、3月23日になると立候補を予定される方の説明会を行います。そして、そのときに供託金を納入していただきます。それで、資料をいろいろ作って、ポスター等も準備しまして、4月12日から13日にそれらが文書的に問題ないかっていう事前審査を受けます。そして、告示日が正確には決まっておりませんけども、4月20日告示日とした5日間という形で、大体このスケジュールどおりに準備しないと間に合わなくなるんじゃないかなということで、1つの日程をお示しました。

次の5ページにまとめとして、先ほどお示しましたように選挙費用は人によってそれぞれ違いますよと。選挙活動のやり方もまたそれぞれ人によって違いますよと

ことですけども、準備だけはしていかないとちょっと間に合わなくなりますよっuchうことです。こういう条件をクリアしながらなんとか若い人、女性の皆様、新人が出られる環境を作らないと、無投票を2回もしてしまったっていうことに対しては、いろんな説明不足もあったんじゃないかなっていうことで、議会ともども今後どうするかっていうことを考えているってことで、ちょっと今日は初めて具体的な内容も含めて、来年4月の町議会選挙に向けての資料を提供させていただきました。

これについて、皆さんのほうで説明をもう少し詳しくというようなことがありましたら、ちょっとお願いします。いかがでしょうか。ちょっと一度にたくさんの資料をお渡ししたもんで、なかなか質問もないかもしれませんが、こういう情報だっっていうことをちょっと受け止めていただけたらありがたいなと思います。

③議会、行政に対する意見、提言

○磯江副議長 それでは次に、これが今回の意見交換会のメインになると思いますけども、議会、行政に対する意見とか提言がとおりでしたら、ここで言うていただければありがたいと思います。

○住民 湯梨浜町の新しい行政区の広報の掲載について一言申し上げたいと思います。現在、湯梨浜町には75の行政区、そして75人の方の区長さんにお世話になっておりますということで、毎年2月号で紹介されます。全戸家庭配布ですね。それで、いろんな行政区の事情によって区長が決まらない場合、区長が未定の場合は次号で、次号というのは2月号で公表されますから早ければ3月号で紹介しますというようなことが書かれております。それでですね、ちょっと今日貴重なといいますか、お馴染みの7月にイベントとして開催されました湯梨浜の夏祭りですね。これの裏のほうです。裏のほうに協賛団体、いわゆる協賛の行政区が列挙されております。羽合、泊、東郷ですが、ちょっと残念ながら羽合は1区もありませんけれども。それで、この中で非常に気になったのが、レークサイド区というのがあるんです。私が今日申し上げたいのは、レークサイド区というのはまだ広報で掲載されておられません。東郷地域のレークサイド長江団地は去年、令和5年の1月に入居が開始になっております。もう間もなく2年になるんですね。それで、新しい行政区というのは結局、総務課が窓口になってると思うんです。ただ、今御覧いただいた湯梨浜夏祭りの実行委員会は、まちづくり企画課ですので、まちづくり企画課のほうに、このレークサイド区というのはレークタウン区の間違いじゃないでしょうねというような言い方をさせても

らいました。何か〇〇が築一、行政区をチェックしてるように思われるんですけども、この湯梨浜町の75の行政区の中で唯一全部片仮名というのは、レークタウンしかないんですね。ですから、レークタウンが毎年載ってるんだけど今年はレークサイドになってると。これは間違いじゃないですねっていうことを念を押しましたら、いや間違いなくレークサイドから協賛金、いわゆる各区で総会の承認を得た寄付金をもらって載せておりますということでした。はて、私はしらみ潰しに当たるんだけども、毎年2月号に載るはずの区がレークサイドというのはないんですが、それはどうなってるんでしょうね、それは御存じでしたかとまちづくり企画課に聞きましたら、それは総務課に聞いてくださいと、本当に放り出すような言い方でされました。私はびっくりしましたね。総務課に聞かないとレークサイド区というような、いわゆる寄付金の頂かれた項目がこの行政区の中に、これは立派な行政の実行委員会となっているんですけども、まちづくり企画課が十分に窓口になっとる資料ですね。ですから、それはおかしいですねと申し上げましたが、もしレークサイド区というのがきちんと認知してあって、皆さんとともにその町を、いわゆる誇りを持って住んでいる1つの区ですよということであれば、なぜ広報に載らないのか。そして、湯梨浜広報というのはデジタル・みらい戦略課が広報を総括、いわゆる編集発行しとると。デジタル・みらい戦略課は、このことをもし知っておられれば、レークサイドっていうのができたんだ、じゃあ広報も配らんといけないし、配布文書も月末に配らんといけんと。ですからデジタル・みらい戦略課も分かってるはずなんです、仮に総務課がうっかりしたとしても。それで、総務課といい、まちづくり企画課といい、デジタル・みらい戦略課といい、なぜこのレークサイド区というのが私たち湯梨浜町民にお知らせしてもらえないのか。もし仮にそれが今年になってから行政区ですよということであれば、残念ながらお詫びと訂正で載せられるんかなと。新しい区ができましたけれども、町民の皆様にはお知らせしてありませんでした。お詫びと訂正、全く恥ずかしい記事になるんですね。1つの東郷地域でレークタウンもありますしレークサイドも新しい区として、皆さんとともに産声を上げました、どうぞよろしく、寄付金も頂いてますっていうんだったら納得できるんですけども。それをですね、例えば議員さんがレークサイドっていうのができとるけど広報に載っとらんぞということであれば、これは総務課が窓口であってもデジタル・みらい戦略課であっても、あるいはこういうイベントのまちづくり企画課で、どこかの課から1人でも担当者に言えば、おいおいまだ広報に載っとらんらしいぞ、ちょっと慌てて載せるのもまずいからってということで動け

るはずなんです。ですから、もしかして議員さんの方もレークサイドというのは知らなかったというのは全くあり得ないと思うんです。毎月広報も配られる、●物品も配られる、もしかしたら区長さんがいらっしゃるかもしれないかもしれん。ただ、区長さんがいらっしゃるなかったら、まだ決まっておられませんので、町民の方には後日次号で紹介しますというような書き方もできたはずなんです。ですから、そのことが非常に気になって今日は思ってること、感じてることを言ってくださいって言われたので、これに載ってるのがちょっと不思議でかなわないぐらい、皆さん方にちょっと私の考えることをお話ししたいなということで発言の機会を得ました。以上でございます。今後の提言としてですね、どの場でもいいですからレークサイド区が、本当はお詫びと訂正ではなくて、立派にきちんとレークサイド区の区長は誰々と載るように祈願しておるものでございます。以上です。

○磯江副議長 この件は、ちょっと私もレークサイド区というのがあることすら知りませんでしたので、これがまたちょっと総務課のほうにちゃんと正して、議会としてどうかっていうのを明確にしたいと思います。

○住民 レークサイド区というのを御存じなかったですか。

○磯江副議長 私は知りません。それは、新しく造成されて人が移りこんできて、いつそれを新しく区としたかっていう経過も私は知りませんでしたので、ちょっと今この時点で、どなたかもし説明できる方があればですけども、確実に確認してからまた御報告したいと思います。

○住民 少し長く喋りましたけれども、議員さんのほうで、ここまでのことはこの場で説明できるという議員さんいらっしゃるいませんか。しかも、75区の湯梨浜町の行政区が76になろうとしております。おそらく来年は76人の区長さんの紹介があるっていうような。来年って言っても、あと2か月もないですよ。1月号は今年の12月中にはもう出来上がるんですね。だから、お詫びと訂正で載せるのは非常に恥ずかしい話ですから、できればきちんと2月号に載せていただいたほうがいいなと。私は、これは提言です。ほかの議員さんはどうなのでしょう。東郷地域にレークサイド区が誕生してるようです。

○増井議員 詳しいことは知りませんが、レークサイドの家を建てて越して来られた方たちに全員出席していただいて、区長を選びたいという会が開かれて、今は区長さんができていると思います。あの辺の方に聞いたら、最初はなかなか決まらな

くていろいろもめたけれども、若い方が1年ならしてもいいですよって言われて区長が決まったという話はちょっと聞きましたけれども。

○住民 そうすると、レークサイド区っていうのは増井議員さん御存じだったんですね。

○増井議員 区長さんが決まったので区になったとは思いましたけれど。

○住民 私は湯梨浜町民が、なぜそういう新しい区ができてるのにお知らせっていうようなステップが踏んでないかなっていうことを聞きたかったです。何かの事情で総務課もうっかりしとった、デジタル・みらい戦略課もうっかりしとった、もっと言えばまちづくり企画課もそれを知らずに募金をもらっとったと。なんか全部不手際のものに思えるんですね。

○磯江副議長 ちょっと今、知っとったか知らないかちゅう話よりも、それが現実いつ決まってどうかっていうのをちょっと確認してから言わないと、こうじゃないかなちゅう話進めてもいかなものかと思いますので、それは早速確認して今の連絡をしたいと思います。

○住民 ありがとうございます。連絡は結構です。おそらく広報ゆりはまで載ると思います。なぜかという、さっきも申し上げましたが湯梨浜町の75行政区が76になるわけですから、それを〇〇が質問したから〇〇に連絡されたっていうことでは済まないと思うんですね。そういう問題じゃないんです。ですから、できれば広報ゆりはまにきちんと載せていただいて、さっき増井議員さんが言われたように区長さんの名前も載せられる、そういう形がいい状態じゃないかと思うんですね。あまりにも広報ゆりはまが、お詫びと訂正が続くようで、これをお詫びと訂正で出されたら湯梨浜町民びっくりされると思いますね。だから、御返事は結構ですんで、きちんと広報ゆりはまに載せるように。そして、デジタル・みらい戦略課も、まちづくり企画課も総務課も全部大きな行政の事務の要ですから、そういう方の認識をですね、しっかりとこれから緊張感を持って仕事していただきたいという提言でございます。以上です。

○磯江副議長 分かりました。ありがとうございます。そのほかの皆さんのほうで御意見なり提言なりありましたら、どうぞよろしくお願いします。

○住民 今日は、こういった議会議員さんとお話ができるということでいい機会ですので、普段私が思っていること、スポーツ推進委員として活動していて、体育施設を結構使わせていただいております。このことについて少しお話しさせていただきたい

と思います。月に1回、私たちは町民の皆さんにスポーツに親しんでいただくということで、軽スポーツ教室を羽合のトレーニングセンターで月に1回行っております。そこには子どもたちも来たりして使っていたいてるんですけども、いつも私が思うのは、トレセンの玄関のところに上がる階段がひび割れて、また階段の横のところに穴も開いています。スポ少の皆さんもあそこ使われてると思うんですけども、子どもたちが使う場所、あそこ何年もあの状態にあると思うんですよ。それで、危険だなんていつも私は思います。何とか子どもたちが安心して安全に使えるような体育施設にならないものかと。あとは、駐車場のところも暗いです。私たち終わった後、駐車場に行くときに暗くて、これ外灯もないのかなというぐらい暗いので、子どもたちが安心して使える体育施設にならないものかないつも私は思ってるので、今日いい機会だと思ひまして、ちょっと述べさせていただきます。

○磯江副議長 今のお話、ちょっと担当課と詰めさせていただいて、何らかの回答をするという形にしたいと思います。

○住民 今の現状を分かっていたらいいっていうことでね。

○磯江副議長 分かります。

○小川議会広報常任委員会委員長 私もソフトテニスのスポ少の指導者もやってまして、そのときに使っておりまして、ひびとか横のスロープがばこんと下がってるのは目にしておりますので。ちょっと担当課と確認したいと思います。

○住民 まずは子どもの安全を考えていただきたいなっていうところですので、よろしくお願いします。

○河田議長 伝えるだけではないに、早急に改善するように提言をいたします。持ち帰って担当課、町長含めて進言していきたいと思いますので、よろしくお願いします。貴重な御意見ありがとうございます。

○磯江副議長 そのほか、もう一、二件。

○住民 泊小学校のことについて2点、お聞きしたいというか、要望したいと思います。まず1点目は、泊小学校の給食費についてです。泊小学校の給食費は、羽合小学校、東郷小学校に比べて1食あたり8円高いということになっております。これは四、五年前の教育委員さんの定例会でもちょっと指摘がありまして、ずっと8円程度高くなっております。それはPTAにもお知らせをしてありまして、大体了解はしてると思うんですけど、泊小学校の児童数が少ないから、羽合、東郷は中学校を含めた給食センターで1,400食作っている。泊小学校は片や、児童と先生の分で百二、

三十だと思うんです。数が少ないから割高になるっていうのがどうも私は納得がいなくて、同じ町内であるんだったら、給食費については同額にするべきではないかなと思って毎年疑問に思ってるんですが、この点ちょっと米田さんにお聞きしたいのと、2点目は、マチコミメールという制度がありまして、今年度に入って今日数えてみただけでも、これは泊小学校に限ったことではないんですけど、湯梨浜町内で登校時に声かけ案件であるとか、後ろをつかれて写真を撮られたっていう案件が6件流れてきてます、今年度に入ってから。去年よりも多くなって感じるんですけど、ただマチコミメールでは、こういう案件がありましたので保護者の方は注意してくださいとか、あるいは子どもたちによく言ってくださいと流れてくるんですけど、その個々の案件がその後どうなったであるとか、行政としてとか、あるいは小学校としてどういう対策を取られてるのかっていうのが全く伝わってこないの、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。この2点をお願いします。

○米田教育民生常任委員会委員長 答えになってるかどうかわからないんですけど、給食費のほうは、基本的には食材の費用っていうことでお金を出していただいておりますということで、その食材の費用の金額が違うから違ってるとのが現状だと思うんですけど、そういう意見があったことは委員会の中でも出してみたいと思いますけれど。

○磯江副議長 声かけ、マチコミメールについてはどうかな。その後の対応とか、町にあるいはどういうふうにされてるかっていうのはないかな。

○米田教育民生常任委員会委員長 これは私も今の話は初めて聞いたことで、申し訳ないですけど。

○河田議長 持ち帰って確認しましょう。

○光井議員 教育委員会から何の報告も上がってきてない。

○小川議会広報常任委員会委員長 議会のほうには上がってきてはいないんですけど、私も小学生の保護者でマチコミメール受信しておりまして。なので、不審者情報上がってきてるなっていうのは確かにありますが、その顛末というか、対策がどうなったかってのは確かに来てないってことは承知しておりますので、その辺の事実確認等をあわせてしていきます。

○住民 1点目の給食費については、食材費を負担するっていうのは分かります。ただ、それが羽合の給食センターでは1,400食だから、経済原理からいって1,400食と140食としましょうか、だったら仕入れの単価が1,400食のほうが安

くなりますよね。それで、小さいところは割高になるからその分は保護者が負担してくださいというのがどうも、同じ町内なのに給食費が違うっていうのが、私は納得いなくて。今、特定地域選択制で羽合からも泊に来とられるので、泊は給食費が高かったって、1食8円なんで僅かなもんですけど、6年間積み上がると結構な金額になると思うので、その辺を何とか同一にならないかなっていう思いがありますので、その辺はよろしくお願いします。それと、マチコミメールについては、今の段階では逮捕もできることではないでしょうし、注意で終わってるかもしれないですけど、それがどうなったかっていうその後の事後の報告を小学校なりに、そのマチコミメールを使って、今回の件はこうなりましたとか教えてもらえれば我々安心するんで、その6件もあったことがほったらかしになっとなって、ずっと不安に思いながら小学校に送り出さないといけない状態なので、その事後の報告もしてもらえると安心できるなというのがありますので、その辺もちょっと教育委員会に言っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○磯江副議長 分かりました。もうお1人、どなたかありませんか。それではないようでございますので、その他っていう形で浜中司会のほうに移させていただきます。

○浜中議会運営委員会委員長 大変貴重な御意見を皆さんからいただきました。議会としても持ち帰って、さらに各委員会で検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。8時半と言っておりました、時間も来ておりますけど、これだけはぜひ言っておきたいということがありましたらどうでしょうか。せっかく来られたんで、区のほうの要望等でも結構でございます、意見を伺えたら幸いです。よろしいでしょうか。

そうしますと、時間になりました。まだまだ発言しておられない方もおられます。本日、用紙のほうを用意しております。後日でもいいです、後ほどでも議会事務局のほうに届けていただきましたら大変嬉しいところであります。帰りにボックスを用意してますんで、今書いておられる方がありましたら出していただいて、また後日、事務局のほうへ届けていただければと思いますし、本日こうやって意見交換会ということで行いましたが、各種団体等と意見交換会を実施するような要綱も議会では作っております。小さな団体でも意見交換会したいのと、各地区でも結構でございますので、もしあれば出かけていきたいと思いますので、こちらのほうもどうぞよろしくお願い申し上げます。

そうしますと、長時間にわたりましていろいろと貴重な御意見をいただきました。大変、有意義な意見交換会になったと感じております。そうしますと、最後に磯江副議長のほうが御挨拶申し上げます。

○磯江副議長 本日は貴重な御意見を、あるいは提言をいただき我々も資料の中で正すべきは直ちに正して、次の会等がありますので、そこには支障のないようにやっていきたいと思えます。こうやって皆様からまた違った視点で意見をいただくと、本当に我々も真剣な形で物事に対応したいという気持ちになります。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。